

介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について

介護職員の処遇改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 川 口 薫

提案理由

介護職員の人材確保を図り、安全・安心の介護を実現するには、賃金改善などの処遇改善策が不可欠であるため、介護保険料やサービス利用料に転嫁せず、全額国庫負担で抜本的な処遇改善を行うよう、国に意見書を提出するものであります。

介護職員の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護ニーズが高まるなか、サービス提供を担う介護職員を確保することは重要な課題である。また、低賃金・重労働という処遇の問題から離職率が高く、人材確保が難しい状況にある。

国は、平成21年10月から処遇改善の取り組みとして、介護職員処遇改善交付金制度を実施し、さらに平成24年度の介護報酬改定で、介護職員処遇改善加算として平成27年3月31日まで継続することとなっている。

平成26年6月には、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」を制定し、平成27年4月1日までに、賃金をはじめとする処遇改善などを検討し、必要な措置を講じるとしている。

また、厚生労働省は、平成37年には、約237万人から249万人の介護職員が必要であると推計しており、1年当たり約6万8千人から7万7千人の増員を必要としている。

したがって、国においては、介護職員の人材確保を図り、安全・安心の介護を実現するため、介護保険料やサービス利用料に転嫁せず、全額国費負担で抜本的な処遇改善を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 諸 星 光